

松川町定例農業委員会議事録 第12回 (3月)

1 開催日時 令和3年3月22日(月) 16:00 ~ 17:30

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下敏章

会長代理 16番 北林秀昭

委 員 2番 塩沢澄夫 3番 中平文幸 4番 清水祐一

5番 古谷はるみ 6番 矢沢茂徳 7番 大澤美子

8番 松下守 9番 北沢ひろみ 10番 宮島善英

11番 松下正美 12番 松脇崇 13番 大場健彦

14番 新井正彦 15番 宮沢和文

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第4号 松川町農業委員会が定める農地の取得権利にあたっての別段面積の設定について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島公香 主事 塚本潤

6 会議の概要

(1) 開会 ー宮島係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー松下(敏) 会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 2番 塩澤 委員 3番 中平 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 1筆 137 m² 畑 所有権

○北林会長代理説明

譲受人は、現在譲渡人の隣の農地を耕作しており、今回、この農地を取得した場合は柿を耕作するとのこと。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 157㎡ 畑 住宅

○大場委員説明

申請地東側に譲渡人の住宅があり、申請地は現在農地となっておりますが、住宅を建てたいということで今回の申請となりました。特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 436㎡ 畑 住宅

○大場委員説明

譲渡人は、町外で両親と生活しておりますが、住宅を新築したいということで、今回の申請となりました。住宅に囲まれた農地で、特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 601㎡ 畑 住宅

○大場委員説明

譲受人は、現在アパート暮らしをしており、住宅を新築したいと土地を探し、今回の申請となりました。特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。4番をお願いします。

○事務局説明

4番 元大島 1筆 73.10㎡ 畑 駐車場

○大場委員説明

申請地西側は譲受人の住宅であり、敷地内の駐車場が狭いため今回の申請となりました。特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定 (32 件)

所有権移転 (1 件)

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 3 号は以上でございます。

議案第 4 号

松川町農業委員会が定める農地の取得権利にあたっての別段面積の設定について

第 1 条 設定区域の農地取得の下限面積

元大島 10a ・ 大島 20a ・ 上片桐 10a ・ 生田 30a

第 2 条 新規就農者促進のための農地取得の下限面積

新規就農者促進のため (全地域) 5a

第 3 条 移住促進のため、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地取得の下限面積

空き家バンクに登録された空き家に付随する農地 1a

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

塩澤委員：地域の状況を見ると、生田が 30a というのは厳しいのではないのでしょうか。

事務局：下限面積を設定する場合、設定面積未満の農地所有者数が 40%以上あることとされており、生田は 30a が限界の面積でした。

松下 (守) 委員：空き家に付随する農地とは、隣接している農地なのか所有している農地なのか。

事務局：基本は、空き家と農地をセットで売りに出してあるものが対象で、筆ごとに設定できるとのことです。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 4 号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

- ・松川町の農業従事者、農地面積、遊休農地の推移

事務局：(資料参照) 2020年に農林業センサスがあり、経営農家数を更新しました。また、利用状況調査で確認していただいた内容で遊休農地面積を入れてありますので、ご確認をお願いします。

- ・環境保全型農業の推進について

事務局：(資料参照) 学校給食への食材提供の記録になります。全部で1,883kgを提供し、そのほか563kgもありました。令和3年度の取組みとしまして、足りない面積がありますので、作ってくださる方を募集しています。

- ・農業委員会会計の報告

事務局：(資料参照) 農業委員会会計、農業委員会旅行積立の会計報告


(6) 営農支援センターから

事務局：明日の朝、冷え込みが予想されておりますが、今回は放送は流さず、次回来た時に流すこととします。

有線でもお知らせしましたが、ミツバチの箱を勝手に置かれていると相談がありました。ミツバチを飼うには養蜂の届が必要ですが、今回は提出が無いものでした。そういったことも気にしていただければと思います。

(7) 閉会 一宮島係長 閉会—

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

2番 塩澤 敬夫 

3番 中平 文幸 